

## － はじめに －

令和6年元日に能登半島を襲った最大震度7の地震は多くの犠牲者と大きな被害をもたらした。さらに、4月17日には豊後水道を震源とする地震が発生し本県西部においても震度6弱というかつてない揺れを観測した。当法人においても、これらの災害を確実に近づきつつある南海トラフ地震への警鐘と受け止め、各施設において実践的な訓練を重ねるなどしてこどもたちの安心・安全をさらに追求していく必要があると考えている。

また、長期間にわたり社会生活に大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月に感染症法上の位置付けが第五類に移行し、コロナ前の日常を取り戻しつつある一方で、インフルエンザは通年にわたり流行し各施設の行事にも影響を及ぼした。今後も様々な感染症に対し十分な注意を払い、その予防や対策に万全を期しながら運営を行っていかねばならない。

令和5年4月にこども基本法が施行され、同年12月にはこども大綱が公表された。こども基本法において「こども」とは、「心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、こども大綱の基本方針では、その発達の過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、こどもによって様々であるが、それぞれのこども・若者の状況に応じて必要な支援が、特定の年齢で途切れることなく行われ、乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て成人期への移行期にある若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを、社会全体で切れ目なく支えると示されている。

当法人においても、各施設で関わっているこどもの年齢や置かれた環境は異なるものの、その場面や状況に応じて最も適切と思われる支援を選択・実践し、一人ひとりのこどもが着実に成長の過程を辿っていけるよう職員が一丸となって日々取り組んでいかなければならないと考えている。

令和5年度の各施設の主な取り組みとして、子供の家では、高知県社会的養護自立支援事業を活用し園外で生活する4名と園内対象者1名の計5名への自立に向けた支援を進めたほか、心理療法担当職員や家庭支援専門相談員など専門職種での一層の情報共有を図るなどにより職員の専門性の向上に努めた。愛童園では、家庭的養育を推進するとともに、施設の多機能化を進めるため、児童家庭支援センターについて県内他施設の視察など検討を進め、令和6年7月開設に向け手続きを進めた。また、家庭との連絡がほとんどない児童に対してフレンドシップファミリーの活用も積極的に行った。ちぐさでは、令和4年度に策定した「中・長期ビジョン」及び「経営計画」を踏まえ、自立支援計画へのPDCAサイクルの導入など入所者支援の充実に努めたほか、職員数の見直しなど健全な経営のための取組も進めた。

丸の内保育園では、新型コロナの影響で中断していた保護者参加による夏祭りを復活させたほか、保護者参観についても期間を分散させるなど感染対策にも配慮しながら再開を果たした。また、三里保育園においても同様に、恒例の施設慰問を再開し、2か所の老人保健施設を訪問。児童による和太鼓演奏、よさこい踊り、手遊び等を披露し、利用者の方々に喜んでいただいた。

新たな人材を確保するため、児童養護施設の処遇職員及び栄養士、また、保育園の看護職員の採用試験を実施したが、いずれの職種も受験者は極めて少ない結果となった。児童福祉分野の雇用環境は引き続き厳しく、優れた人材の確保は大きな課題として直面している（令和5年度は子供の家4名及び三里保育園に1名の正職員を採用）。

以下、高知県福祉事業財団5施設は、児童福祉法やこども基本法等の理念を踏まえ、令和5年度に掲げた事業計画に次のとおり取り組んだ。